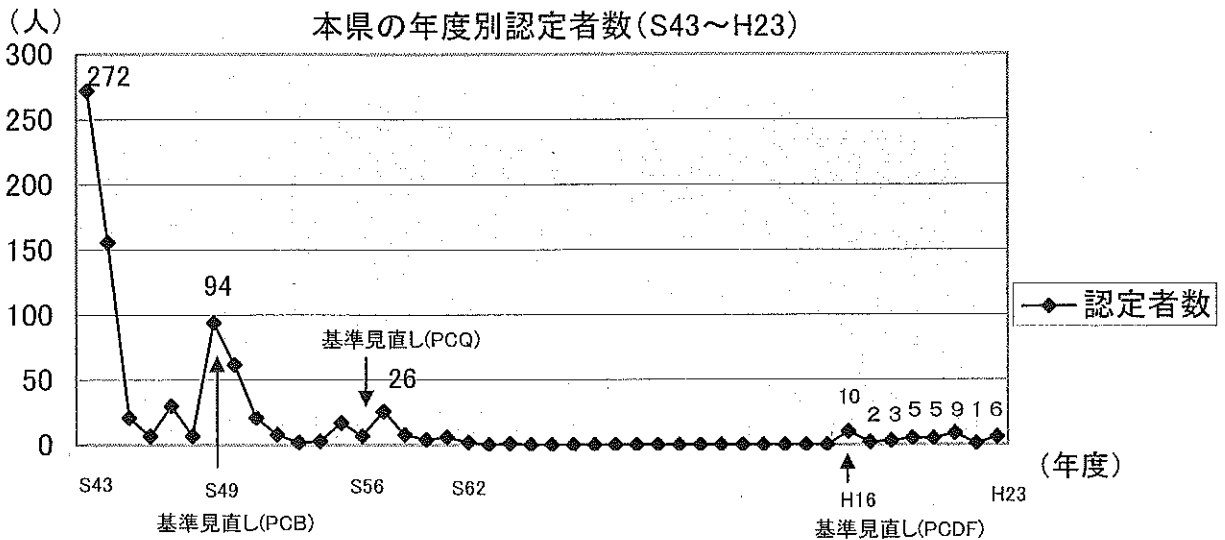


33 カネミ油症被害者の救済について

【厚生労働省】

【提案・要望の具体的内容】

国が実施した油症患者健康実態調査の結果を踏まえ、カネミ油症が原因であると認められる疾患を客観的に評価して診断基準に加えるなど、基準の見直しを検討すること。



【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

カネミ油症事件は、昭和43年に本県及び福岡県を中心に西日本の広い範囲で発生し、ダイオキシンやPCBなどが混入した米ぬか油を摂取した約1万4千人が健康被害を訴えた食中毒事件です。

平成16年9月にはカネミ油症診断基準の見直しが行われた結果、認定患者は全国で1,966名、本県においては795名となっています。

また、本事件は、これまで損害賠償の仮払金返還免除や、生存する認定患者への一時金支給など被害者救済の道が開かれてきました。

しかしながら、その一方で認定患者と同じ米ぬか油を摂取し、健康被害を訴えている未認定者については、原因企業から一切の補償もなく、高齢化が進む中、医療費の負担も増大しており、さらなる被害者救済のため、診断基準の見直しを求める声が高まっています。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

事件発生から40年以上が経過し、被害者の高齢化が進んでおり、未認定者が訴えている自覚症状等がカネミ油症に起因するものか判断がつかない事例が多く、現在の診断基準は血液中のダイオキシン類濃度を重視せざるを得ない状況です。

よって、血液中のダイオキシン類濃度の数値が低い被害者は現在の診断基準では認定されない場合が多く、そのためカネミ油症が原因と認められる疾患を客観的に評価し診断基準に加えることが医学的に可能であるか検討を要します。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

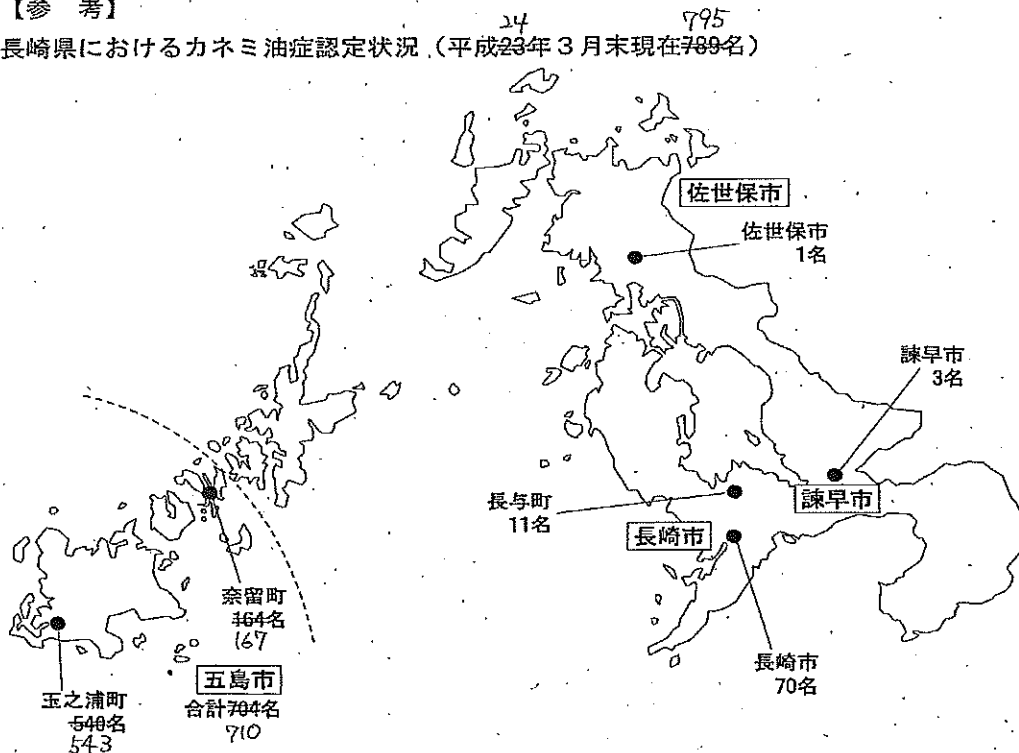
・カネミ油を摂取したことにより健康被害を訴えている未認定者については、カネミ油症が原因であると認められる自覚症状等の疾患を客観的に評価し診断基準に加えるなど、基準の見直しの検討を図り、より幅広い救済の道が開かれることを望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

・油症診断基準が見直されることにより、健康被害を訴えている未認定者が新たに油症患者と認定され、現在よりも幅広い被害者の救済が図られます。

【参考】

長崎県におけるカネミ油症認定状況（平成23年3月末現在789名）



全国および長崎県のカネミ油症被害状況（平成23年3月末現在）

	被害届出者数	認定患者数	生存認定患者数
全 国	約 14,000 名	1,966 名 1,955 名	1,375 名
長 崎 県	約 1,400 名 (全国比約 10%)	795 名 789 名 (全国比約 40%)	579 名 577 名 (全国比約 42%)
内 訳	五島地区 約 560 名 長崎地区 約 350 名 その他 約 490 名	・ H 16. 9 診断基準見直し前 754 名認定 ・ H 16. 9 診断基準見直し後 41 35 名認定	本県在住 368 365 名 他県在住 206 287 名 不明 5 名

※被害届出者数は昭和44年7月1日現在

※全国の生存認定患者数は平成23年3月末現在

34 漂流・漂着ごみの対策について

【農林水産省、国土交通省、環境省、水産庁】

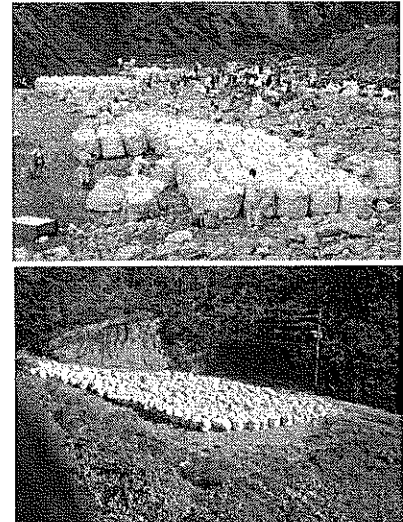
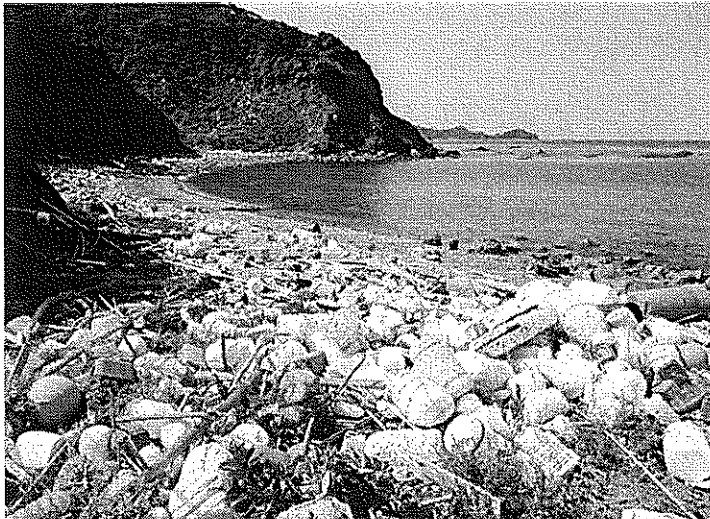
【提案・要望の具体的内容】

漂流・漂着及び海底ごみ対策に関する下記対策を確実に実施すること

- (1) 新たな恒久的財政支援措置の創設
- (2) 漂流・漂着及び海底ごみの一体となった処理体制の確立
- (3) 国外からの漂着ごみに対する外交上の適切な対応の実施

1) 平成23年度における海岸漂着物の回収・処理費用

・県管理海岸	2,000m ³	89,812千円
・市町管理海岸	12,000m ³	392,607千円
合計	14,000m ³	482,419千円
・財源	地域グリーンニューディール基金（環境省所管）	
	補助率 10/10	



対馬地区の海岸

2) 対馬における外国由来の海岸漂着物

回収された漂着ごみの外国製品の占める割合

- ・ペットボトル 約70%（韓国52%，中国13%，その他3%）
- ・ライター 約40%（韓国21%，中国16%，その他2%）

（環境省：「漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査」結果）



3) 危険物の漂着

①医療系廃棄物（注射器、薬瓶等）

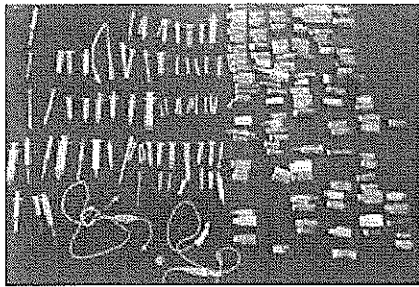
・H22年度回収量：全国総数28,830個、長崎県沿岸3,717個（全国3位）
※うち1,685個に外国語の表記（国籍不明の物あり）

・H18年度回収量：全国総数26,643個、長崎県沿岸5,369個（全国1位）
※うち17個に外国語の表記（国籍不明の物あり）

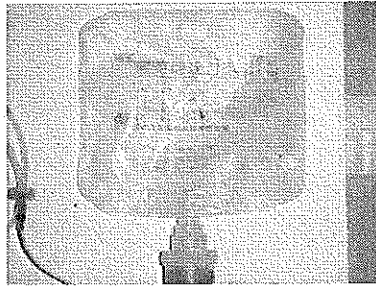
②廃ポリタンク

・H22年度漂着量 全国総数13,327個、長崎県沿岸2,383個（全国1位）

・H21年度漂着量 全国総数22,194個、長崎県沿岸4,854個（全国1位）



注射器等（一部に注射針り）



点滴パック（中国語表記）



廃ポリタンク

4) 流木の漂流・漂着（平成18年度）

回収された流木（県下14市町に漂流・漂着）

流木数 77,909本

撤去・処理量11,082m³

（大きい流木は直径1m、長さ5～6m）



【漂流・漂着及び海底ごみ対策について】

○新たな恒久的財政支援措置とは

海岸漂着物対策については、海岸漂着物処理推進法が制定され、海岸管理者等の責務が明確にされるとともに、平成21年度から平成23年度の3カ年については、地域グリーンニューディール基金により財政措置が行われましたが、基金事業終了後の支援制度は不明確なままとなっています。

漂着ごみ（海岸漂着物等）は繰り返し漂着することから、回収事業、発生抑制対策事業は、同基金事業終了後も継続して長期的に取り組む必要があります。

海岸漂着物処理推進法に基づいた長崎県海岸漂着物対策推進計画（地域計画）の回収事業等を実施するにあたり、恒久的な財政支援措置をしていただくことを望みます。

○その創設とは

漂着ごみの回収事業費等について、地域グリーンニューディール基金事業（地域環境保全対策費等補助金：補助率10/10）と同等の補助制度の創設、若しくは交付税措置を望みます。

○漂流・漂着及び海底ごみの一体となった処理体制の確立とは

漂着ごみについては、海岸漂着物処理推進法の規定により、海岸管理者等において海岸が清潔に保たれるよう必要な措置を講じるとされていますが、漂流ごみ・海底ごみについては、処理責任が明確にされていません。

現在、主に市町や漁業者等が回収している漂流ごみ・海底ごみについても、国と地方公共団体の役割分担と処理責任を明確にした上で、効果的な対策、漂着ごみと一体的に回収・処理ができる総合的な制度の確立及び継続的な財政支援を望みます。

○外交上の適切な対応の実施とは

本県の漂着ごみ等は外国由来のものが多く、また、繰り返し漂着していることから、漂流ごみが発生しない対策が必要です。

関係国に対して、早急に原因究明と発生抑制対策を講じるよう、外交ルートを通じて強く要請を行うことを望みます。